



平成 22 年 12 月 21 日

各 位



デザインエクスチェンジ株式会社
 代表取締役 森谷 一彦
 (コード番号 4794 東証マザーズ)
 問合せ先: 取締役 前田 雅弘
 (TEL. 03-5458-7030)

当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除、上場契約違約金の徴収および 当社株式の特設注意市場銘柄の指定に関するお知らせ

本日、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）より、平成 22 年 12 月 22 日付で当社株式の監理銘柄（審査中）指定を解除する旨、上場契約違約金 1,000 万円の支払いを求める旨、および平成 22 年 12 月 22 日付で当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領しましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除について

当社は、平成 22 年 9 月 10 日付で、「当社株式の監理銘柄（審査中）指定に関するお知らせ」を開示いたしました。その開示内容から、東証より有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 14 号（上場会社が有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 11 号 a 前段（有価証券上場規程第 603 条第 1 項第 6 号による場合）も該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合）に該当することとなり、投資家の注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されました。

その後、当社は平成 22 年 9 月 14 日から同年 9 月 15 日にかけて過年度有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

本日、東証より、審査の結果、上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、東証の当社株式についての監理銘柄（審査中）への指定について解除されることが決定いたしました。

2. 上場契約違約金の徴求について

東証より、過年度決算の訂正をした件につき、有価証券上場規程第 412 条に違反したと認められ、当社が東証の市場に対する株主および投資家の皆様の信頼を棄損したと認められることから、有価証券上場規程第 509 条第 1 項第 1 号に基づき、上場契約違約金 1,000 万円の支払いを求められこととなりました。

DEX PRESS RELEASE

3. 当社株式の特設注意市場銘柄への指定について

上記のとおり、当社株式についての監理銘柄（審査中）指定は解除されました。しかしながら、当社が設置いたしました第三者調査委員会の報告にありますように、このたびの一連の訂正報告書、訂正短信の提出は、当社の内部管理体制等の諸問題に起因していることが判明いたしました。このことから、東証より、内部管理体制等についての改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第501条第1項第1号に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄に指定されたものです。

当社は、このたびの過年度決算の訂正において、市場の信頼を傷つけ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを厳粛かつ真摯に受け止め、信頼回復に向けて再発防止はもちろんのこと、コーポレートガバナンスの更なる強化に努めてまいる所存です。再発防止策につきましては、現在、鋭意検討を進めておりますので、早期にお知らせ申し上げます。

株主および投資家の皆様をはじめ多くの関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上